

鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン策定業務委託仕様書

1 委託業務名

鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン策定業務委託

2 事業の目的

県は、多様で豊かな資源を最大限活用し、県内全域で再生可能エネルギー等の導入を積極的に推進するための指針となる「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2018」（以下「現ビジョン」という。）を平成30年3月に策定し、様々な施策を展開してきたところ。

現ビジョンについては、短期目標が2022年度となっていること、また、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標を定めることとされたことなど、再生可能エネルギーを取り巻く情勢が大きく変化してきている。

このようなことから、現ビジョンの終期を見据え、令和3年度に作成した「次期再生可能エネルギー導入ビジョン骨子」等を踏まえた基礎調査及びその内容等を検討し、新たな「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン」（以下「新ビジョン」という。）の策定を行う。

3 委託業務の内容

○鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョンの作成及び委員会の開催

主として、ヒアリング等の実施や文献の収集・整理及び国・県の実施した既存の調査結果等に基づいた業務とする。（新ビジョンの作成に当たり、より効果的な成果を得るための調査等の実施に関する新たな提案は、これを妨げない。）

- (1) 再エネ関連の政策や技術に関する最新動向の収集整理
- (2) 基礎データの時点更新
- (3) 新ビジョンの方向性の詳細検討
- (4) 数値目標の詳細検討
- (5) 施策体系や重点的な取組に関する詳細検討
- (6) 進捗管理手法の詳細検討
- (7) 再生可能エネルギーの導入による経済波及効果、雇用創出効果の取りまとめ

再生可能エネルギーの導入による経済波及効果と雇用創出効果（以下「経済効果等」という。）について、現状、今後の見通し及び拡大に係る課題を調査、分析する。

また、更なる経済効果等の拡大を図るうえで必要な施策について検討し、新ビジョンにおける関連施策として取りまとめを行うとともに、新ビジョン計画期間の最終年度における発電事業による経済効果等を、産業関連表の本表、雇用表を用いて試算する。

(8) パブリックコメントの実施支援

(9) 再生可能エネルギー推進委員会の開催（3回）

委員長1名、委員13名（県外委員2名（東京都））

(10) 再エネビジョン策定に係る各調査の実施

(11) 新ビジョンの取りまとめ

各調査及び検討内容と、「再生可能エネルギー推進委員会」の意見等を踏まえ、ビジョン案等を作成する。

(12) 新ビジョンの本編及び概要版の作成

① 新ビジョン概要版：400部（A4版12項程度、中綴じフルカラー）

② 新ビジョン本編：280部（A4版150項程度、無線綴じフルカラー）

③ 本編及び概要版の電子データ：CDにより提出

④ 県ホームページへ掲載用の概要データ

(13) 報告書の作成

・業務報告書：4部

・電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

○水素・再エネ先進地視察

自治体職員の知見を広め、ビジョン策定に役立てることを目的に、水素・再エネ関連の先進地視察を実施する。

(1) 参加者 自治体職員15名程度

(2) 視察先（注：受入先の状況により変更となる可能性がある）

施設名	所在地	種別
秋田港洋上風力発電所（建設中）	秋田県	洋上風力発電の先進事例
能代港洋上風力発電所（建設中）	秋田県	洋上風力発電の先進事例
秋田県湯沢市（地熱モデル地区）	秋田県	地熱発電の先進事例
ウインドパワーかみす第1・2洋上風力発電所	茨城県	洋上風力発電の先進事例
崎山沖2MW浮体式洋上風力発電所	長崎県	洋上風力発電の先進事例

響灘洋上風力発電所（令和4年度着工）	福岡県	洋上風力発電の先進事例
再エネを有効活用したCO2フリー水素製造・供給実証事業	福岡県	水素に関する先進事例
福島水素エネルギー研究フィールド	福島県	水素に関する先進事例

4 新ビジョンの構成

新ビジョンの構成は以下のとおり。

ただし、再生可能エネルギー推進委員会の検討結果により、構成が変更となる場合がある。

- 第1章 ビジョンの基本的事項
- 第2章 策定の背景
- 第3章 鹿児島県の概況
- 第4章 鹿児島県のエネルギー動向
- 第5章 これまでの計画の成果と課題
- 第6章 目指すべき姿と目標
- 第7章 重点プロジェクト
- 第8章 アクションプラン
- 第9章 ビジョンの推進について
- 資料編

5 履行期限

令和5年3月15日（水）までとする。

なお、想定するスケジュールは以下のとおり（注：進捗状況により変更となる可能性がある。）

○再生可能エネルギー推進委員会

	時期	主な内容
第1回	7月下旬	・新ビジョン構成案提示 ・推進方策の、導入目標の検討
第2回	10月下旬	・新ビジョン素案の提示
	12月下旬 1月上旬	・パブリックコメントの実施
第3回	2月上旬	・新ビジョン案の提示
	3月	・新ビジョン策定・公表

6 協議打合せ

事業着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

7 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

8 秘密の保持

委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。